

## 「第4回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会」会議概要

日時：平25年1月29日（火）10:00～12:00

場所：道庁本庁舎 総合政策部1号会議室

(出席者)

(検討委員会委員)

笹山委員長、武岡副委員長、五十嵐委員、小林委員、三膳委員、浜田委員、

(検討委員会 道側参加者)

北海道環境生活部 浜田くらし安全局長

(オブザーバー)

札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課 柴田係長、廣瀬氏

北海道総務部財政局税務課 土屋主査

(事務局)

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課 長谷川課長、福田主幹、林主査

以上13名

(配付資料)

(資料1) 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための条例制定に係る基本的な考え方について（たたき台）

(資料2) 北海道内のNPO法人に対する寄附金控除の仕組み

(資料3) 指定法人が適合すべき基準（案）

(資料4) 公益性要件の基準のたたき台と考え方

(参考資料1) (前回配付資料) 道における個別指定の基準の考え方（提案）

(参考資料2) 他府県の「基本要件」の設定基準

(参考資料3) 他府県の「公益性要件」の設定基準

(参考資料4) 「基本要件」を満たす道内のNPO法人数

(参考資料5) 「公益性要件」を満たす道内のNPO法人数

(参考資料6) NPO法人の活動に関する実態調査 単純集計結果

(内 容)

### 1 開 会

- 浜田局長から、開会にあたり次のとおり挨拶。
  - ・ 前回の委員会の後、道内のNPO法人の活動実態を調査し、公益的な活動状況や組織状況についてデータを収集した。
  - ・ 本日はこれまでの議論を踏まえ、調査結果のデータを参考に、個別指定の条例制定の考え方と指定にあたっての具体的な基準をたたき台として提示しているため、委員それぞれの立場からご意見をいただきたい。
  - ・ 1月23日に北海道として初めて、南富良野町の条例個別指定を受けている「特定非営利活動法人どんころ野外学校」を認定NPO法人として認定した。
  - ・ 道としても、これから道内において認定NPO法人が着実に増え、新しい公共の担い手として活躍されることを期待している。
- 長谷川課長から、笹山委員長に本日の議事進行をお願いする旨の発言があり、笹山委員長がこれを了承した。

### 2 議 事

- 笹山委員長から事務局に対し、議事(1)「道における個別指定の基準について」、関係資料の説明を促し、事務局から次のとおり説明した。

- ・ 資料1に基づき、条例制定の目的、基本的な考え方、制定予定の条例、指定法人が適合すべき基準の考え方等について説明。
  - ・ 資料2により、道内NPO法人が認定NPO法人として認定を目指す道筋について説明。
- 委員長から、資料1の「条例制定に係る基本的な考え方」について出席委員に発言を求めたところ次のとおり質問及び意見があり、それに対して事務局からの次のとおり回答した。
- (1) 条例制定の目的について
- ・ 「自律した地域づくり」の「自律」は「自立」ではないのか。(五十嵐委員)  
※後日、「北海道市民活動促進条例」の文言を確認したところ、「自律」で間違いがないことを確認した。(事務局)
- (2) 基本的な考え方について
- ・ 「行政をはじめ、企業、大学、研究機関等との連携や協働」と例示すると、連携や協働の相手方が限定的に捉えられる可能性がある。(三膳委員)
  - ・ どこまでが相手方となるかはこれから検討が必要だが、町内会と連携する場合も新しい公共の中では想定されているので、表現方法については今後見直す。(事務局)
  - ・ 「一定期間の活動実績」とはどのくらいの期間か。(三膳委員)
  - ・ 実績判定期間の2事業年度と考える。(事務局)
- (3) 審査について
- ・ 審査は道が実施し、第三者委員会は設けないということか。(武岡委員)
  - ・ 北海道は広いので、道内のすべてのNPO法人の活動状況を分かる人は少ない。第三者委員会を設けたとしても一律の基準で審査するのは難しいと思われるので、客観的な基準に基づいて道が審査するという考え。(事務局)
  - ・ 現地確認を実施するのは難しいと思うので、法人が所在する市町村と調整する、または情報交換することは盛り込めないか。(武岡委員)
  - ・ 基準に基づいて審査するという考えであれば、現地で法人が保管している書類を確認することで審査は足りるので、基本的には市町村と連携をとる必要はないと考える。(事務局)
- (4) 指定更新について
- ・ 更新回数1回、最長10年という期限を設けた趣旨は何か。(小林委員)
  - ・ 認定NPO法人を目指す法人を支援する考え方に立ち、条例個別指定を受け、認定NPO法人となり、PST要件を満たし、さらにそれを継続していただきたいという考え。(事務局)
- (5) 指定法人の責務について
- ・ 「活動の目標、長期的な活動計画、活動の成果等をインターネットの活用により公表し、」としているが、公表手段はインターネットに限らなくてもよいのではないか。(武岡委員)
  - ・ 寄附活動の一環として自分たちの活動を広くPRする手法として、インターネットの活用を義務づけている。法人がインターネットで公表できない場合は、道が運営する市民活動団体情報提供システムを活用することが可能。(事務局)
- 笹山委員長が、「自律」の「律」が間違いでないかを確認する以外は、資料1の内容を各委員が了承することを確認した。
- 続いて、笹山委員長から事務局に対し、資料3「指定法人が適合すべき基準(案)」について、説明を促し、事務局から次のとおり説明した。
- ・ 資料3に基づき、「指定法人が適合すべき基準(案)」の基本要件と公益性要件について説明。
  - ・ さらに、公益性要件の基準の考え方を資料4により説明。
- 委員長から、資料3「指定法人が適合すべき基準(案)」について出席委員に意見を求めたところ、主に次のような発言があった。
- (1) 「運営組織及び経理が適切」について

- ・ 複式簿記については、小さな団体はほとんど単式簿記でやっていると思われる。ハードルを高めることで芽がでない法人を何とかしていただきたい。複式簿記による帳簿の備え付けについては弾力的に運用してほしい。(小林委員)
- ・ 内閣府が「青色申告法人と同等に」としている理由を整理した上で、基準の設定による税収減や人件費を含めたコストの見通しを立てながら、行政として施策の優位性や展開性を考えていく必要がある。入口からあまり広くするのではなく、実績や運用状況を見て、課題があれば改善を図っていくべきと考える。(浜田委員)
- ・ 認定を目指すのであれば、普通のNPO法人よりもハードルの高いものを目指してNPO法人になってほしい。(三膳委員)  
帳簿付けについては、青色申告を基本にしていかなければ事業自体の伸びが期待できないかと思う。(笹山委員長)

(2) 「公益性要件」について

- ・ 離島等においては、そこできらりと光る活動をしている場合は三千元以上の寄附者を 25 名以上に軽減してほしい。(小林委員)
- ・ 北海道の特性として、面積が広い、過疎地域市町村の割合が多い、というがあるので、離島や一定の面積を超える市町村、過疎地域市町村については要件を緩和するというのもあり得る。(武岡委員)
- ・ 寄附金の額について、北海道の特性として、平均年収が全国平均より低いということを考えると、3千元がナショナルスタンダードであるとする北海道の場合は下げてもいい。日本は寄附文化がないと言われるので、金額を下げることで寄附をしやすくなる。(武岡委員)
- ・ 公益性要件として、「道内の市町村が条例個別指定をしている」を入れてほしい。(小林委員)

(3) 「ボランティアの参加者数」について

- ・ 年間数百万円ぐらいの規模の団体では、ボランティアの数を常時とるのは難しい。(小林委員)

(4) 「協働の実績」について

- ・ 企業と押印した書類をやりとりすることは少なく、通常の場合は協議会等の会議の場において協働で行う内容を決めるので、「協定書等の書面で確認できるものを対象とする」の「協定書等」には議事録も含めるとよい。(浜田委員)
- ・ NPO同士やNPOと町内会が地域課題の解決に取り組むことを「協働」と見なすのであれば、「研究機関、他のNPO法人、地縁組織あるいは町内会等」ときちんと記載したほうがわかりやすい。(武岡委員)

(5) 「常勤の事務局スタッフ」について

- ・ 常勤に「無給」のスタッフを含めるかについては、NPOの場合は、非営利や公益を担保して社会的に役に立とうと活動しているので、労働基準法を適用した給与を支払えない団体もあり、支払えない場合については、有償ボランティアであったり、若しくは、常時事務所においても収入が得られてない場合もある。そうした団体の中にも条例個別指定から認定をとってもらって寄附を集め、社会の認知を得て事業として成り立つようになればよいと思う団体もある。(小林委員)

(6) その他全般について

- ・ 参考資料4の実態調査結果について、回答法人が質問の趣旨をよく理解せずに回答した内容もあることを認識した上で議論する必要がある。(小林委員)
- ・ 客観的な基準でやるということは説明責任も果たせる一方で、指定することで将来的に伸びる法人が漏れるなどの課題がでてきそうなので、この指定のために委員会を設けないにしても、条例を運用する中で、総合的な視点で課題について検討する場が必要。(五十嵐委員)

- 委員長から、本日の検討委員会において委員から出された意見を事務局で整理し、後日書面で内容確認することについて出席委員に意見を求めたところ、全員が了承し、議事を終了した。